| | |
|---|---|
| 域の課題に即して、国や地域金融機関等と連携しながら、都道府県を単位とした地域レベルの官民共創拠点である農林水産地方創生センターを設置し、その企画・運営・とりまとめを行う取組を除く。）に係るものを除く。） | |
| ３・４　（略） | ３・４　（略） |
| 二～十　（略） | 二～十　（略） |
| （削る） | 農山漁村情報通信環境整備交付金（情報通信環境整備対策のうち計画策定促進事業に係るものを除く。） |
| （略） | （略） |
| （削る） | 農林水産試験研究費地方公共団体補助金（データ駆動型農業の実践体制づくり支援に係るものに限る。） |
| 森林資源管理費補助金 | 森林資源地方公共団体管理費補助金 |
| 森林整備・保全費補助金 | 森林整備・保全地方公共団体事業費補助金 |
| （略） | （略） |
| （削る） | 林業振興地方公共団体事業費補助金 |
| （削る） | 森林整備・林業等振興地方公共団体事業費補助金（花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策に係るものを除く。） |
| （略） | （略） |
| （削る） | 水産業振興対策地方公共団体整備費補助金 |
| （略） | （略） |
| 漁村活性化対策事業費補助金（海業振興支援事業費に係るものに限る。） | 漁村活性化対策地方公共団体整備費補助金 |
| 漁村活性化対策整備費補助金 | 漁村活性化対策地方公共団体事業費補助金（赤潮による養殖被害緊急総合対策事業に係るものを除く。） |
| （略） | （略） |

**附　則**

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成十二年農林水産省告示第九百号の規定は、令和八年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、令和七年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

**○国土交通省告示第五百七十四号**

航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区

二　航空保安無線施設の種類及び名称

雄山ＶＯＲ／ＤＭＥ及びたいろＶＯＲ／ＤＭＥ

三　航空保安無線施設の位置及び所在地

雄山ＶＯＲ／ＤＭＥ　Ｎ34°04′Ｅ139°34′　東京都三宅島三宅村

たいろＶＯＲ／ＤＭＥ　Ｎ34°05′Ｅ139°34′　東京都三宅島三宅村

四　変更した事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和八年五月十四日